



## II-1 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- ・ 農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていくことが必要。
- ・ 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

取組の枠組みを構築

**「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が平成25年11月に成立。平成26年5月に施行。**

### 【法の趣旨】

農山漁村において**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進**するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

### 【概要】

#### 1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、**地域の関係者の相互の密接な連携の下に**、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。
- ② 地域の**農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保**を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

#### 2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度

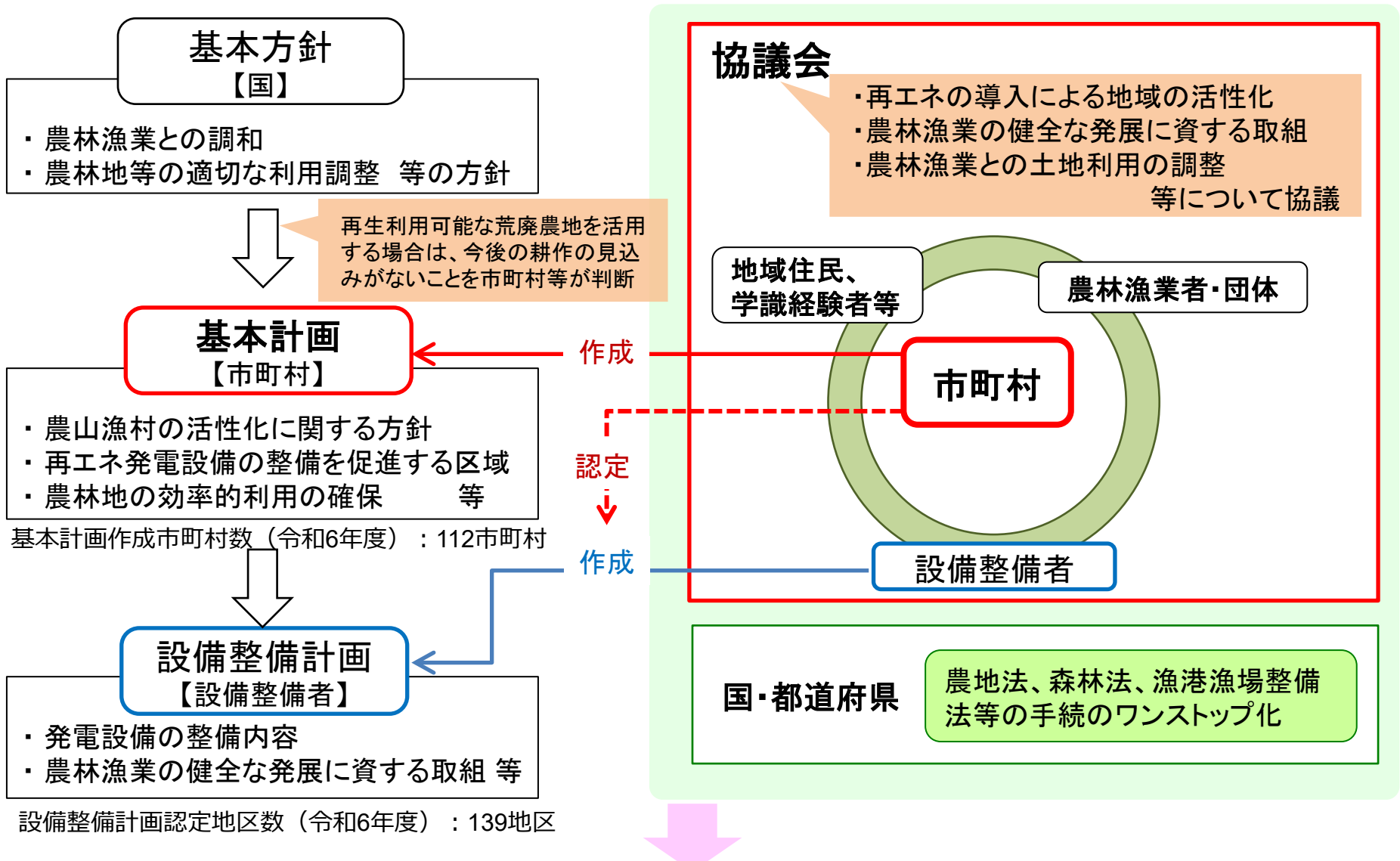
#### 3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化 等

#### 4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

## II-1 再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度



農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進



# II-1 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針

- 国は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標、促進のための施策、農林漁業の健全な発展に資する取組等の「基本方針」を策定（法第4条）。市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域を対象とした「基本計画」を作成（法第5条）
- 令和7年5月に食料・農業・農村基本計画の策定や第7次エネルギー基本計画の見直し等を踏まえ改正。

## 基本方針に規定する政策目標

2030年度  
目標

- ①法の措置の活用地域数を200地域以上構築。
- ②農林漁業循環経済地域の構築に取り組む地区数を100地区以上創出。

①各年度の基本計画作成数(累計)

| 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030  |
|------|------|------|------|------|------|-------|
| 112  |      |      |      |      |      | 200以上 |

②各年度の農林漁業循環経済地域の構築数(累計)

| 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030  |
|------|------|------|------|------|-------|
| 今後記入 |      |      |      |      | 100以上 |

## 主な記載事項

- 第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標
- 第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進のための施策に関する基本的事項
- 第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気発電のための利用との調整に関する基本的事項
- 第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項
- 第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項
- 第6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気発電の促進に際し配慮すべき重要事項

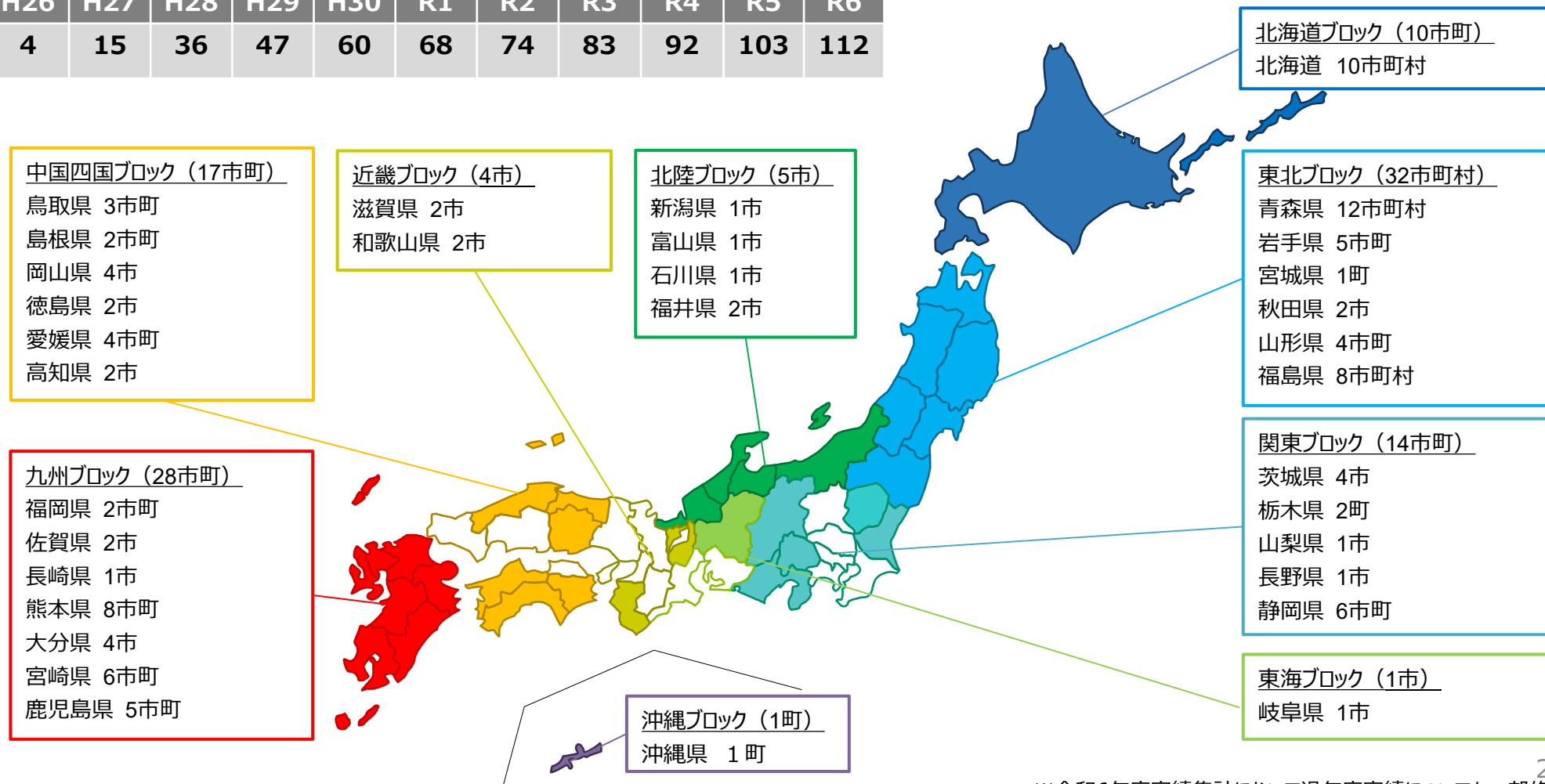
## II-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（基本計画）

- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画について、令和6年度末時点で33道県112市町村で作成。
- ブロック別では、東北ブロックで32市町村で最も多く、全国で同計画に基づき農林漁業の健全な発展に資する取組が行われている。

各年度の基本計画作成数(累計)

(令和7年3月末現在、農林水産省調べ)

| H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5  | R6  |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----|
| 4   | 15  | 36  | 47  | 60  | 68 | 74 | 83 | 92 | 103 | 112 |

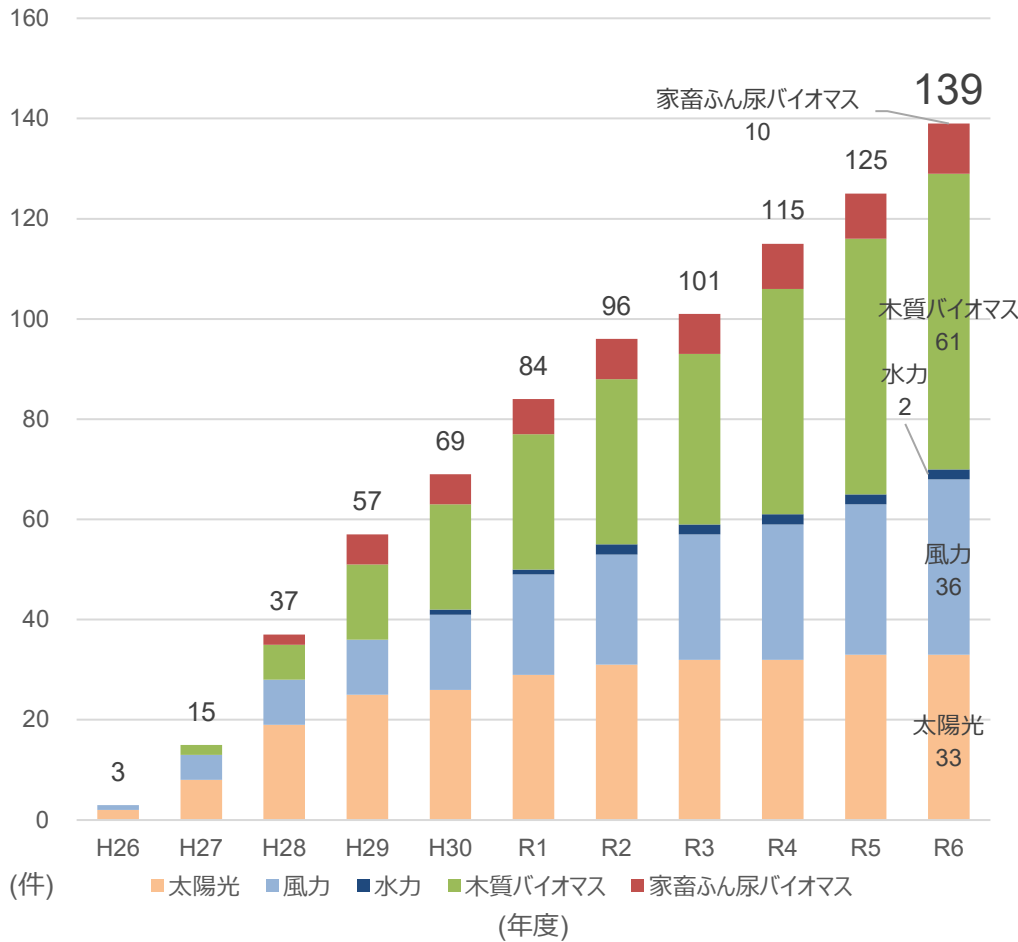


## II-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（設備整備計画等）

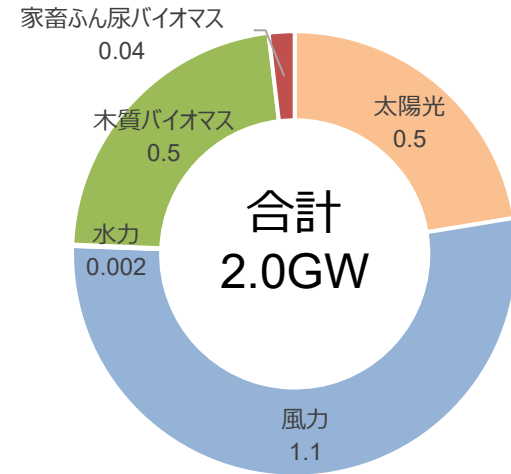


- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画について、令和6年度末時点で139地区で作成。
- 設備整備計画認定数の内訳をしてみると、木質バイオマス発電設備が最も多い。
- 設備整備計画の発電出力については、風力発電設備が全体の約5割を占めている。

○設備整備計画の認定状況（累計・発電種別）



○発電出力の内訳(設備整備計画認定分)（GW）



○農地転用不許可の例外の活用状況

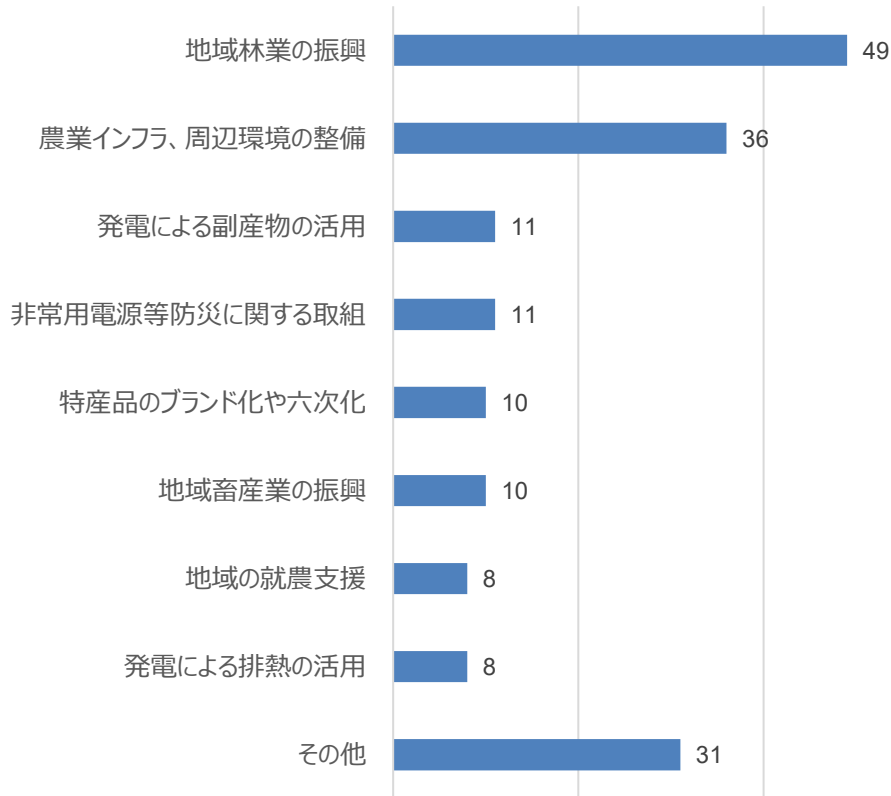
|            | 第1種農地の転用がある認定済整備計画 | 左記のうち第1種農地の転用面積 |
|------------|--------------------|-----------------|
| 太陽光        | 21件                | 312ha           |
| 風力         | 23件                | 18ha            |
| 水力         | 1件                 | 0.04ha          |
| 木質バイオマス    | 3件                 | 5ha             |
| 家畜ふん尿バイオマス | 2件                 | 2ha             |
| 合計         | 50件                | 336ha           |

※1 複数電源種を位置付けている設備整備計画があるため全体数と電源種ごとの合計は一致しない。  
 ※2 令和6年度集計において過年度実績において一部修正。

## II-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（農林漁業の健全な発展に資する取組）

- 農山漁村再生可能エネルギー法では、再エネ発電設備の整備と併せて、再エネ発電の利益を地域に還元する「農林漁業の健全な発展に資する取組」を行うこととしている。
- 取組の内訳をみると、地域林業の振興、農業インフラ、周辺環境の整備など、地域主体による農山漁村の活性化に資する様々な取組が行われている。

### ○農林漁業の健全な発展に資する取組の内訳



令和7年3月末時点 農林水産省調べ

※「農林漁業の健全な発展に資する取組」については複数の取組を計画に定めることが可能なため、設備整備計画認定数と本内訳の合計は一致しない。

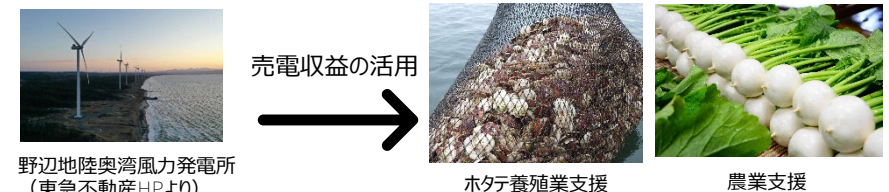
### 【取組事例①】愛媛県内子町（木質バイオマス発電）

- 地元森林組合と調整し、未利用間伐材を長期間安定的に購入、持続的な森林整備の推進を通じて、地元林業、木材産業の活性化に貢献。
- 発電設備から生じた廃熱を民間施設に供給。電気、熱の利用により、再エネ設備のエネルギー変換効率を約75%に高め、再エネを無駄なく活用。廃熱は、民間施設の従来の給湯費より約10%安価な額で契約し、同施設の経費の削減に貢献。
- 木質ペレットの燃料残渣（炭）（600～800kg/日）を土壤改良材として農業法人等に販売。
- 発電所建屋は、町産材（CLT（直交集成板））を積極的に活用し、町の景観まちづくり条例に配慮したデザインを採用。



### 【取組事例②】青森県野辺地町（風力発電）

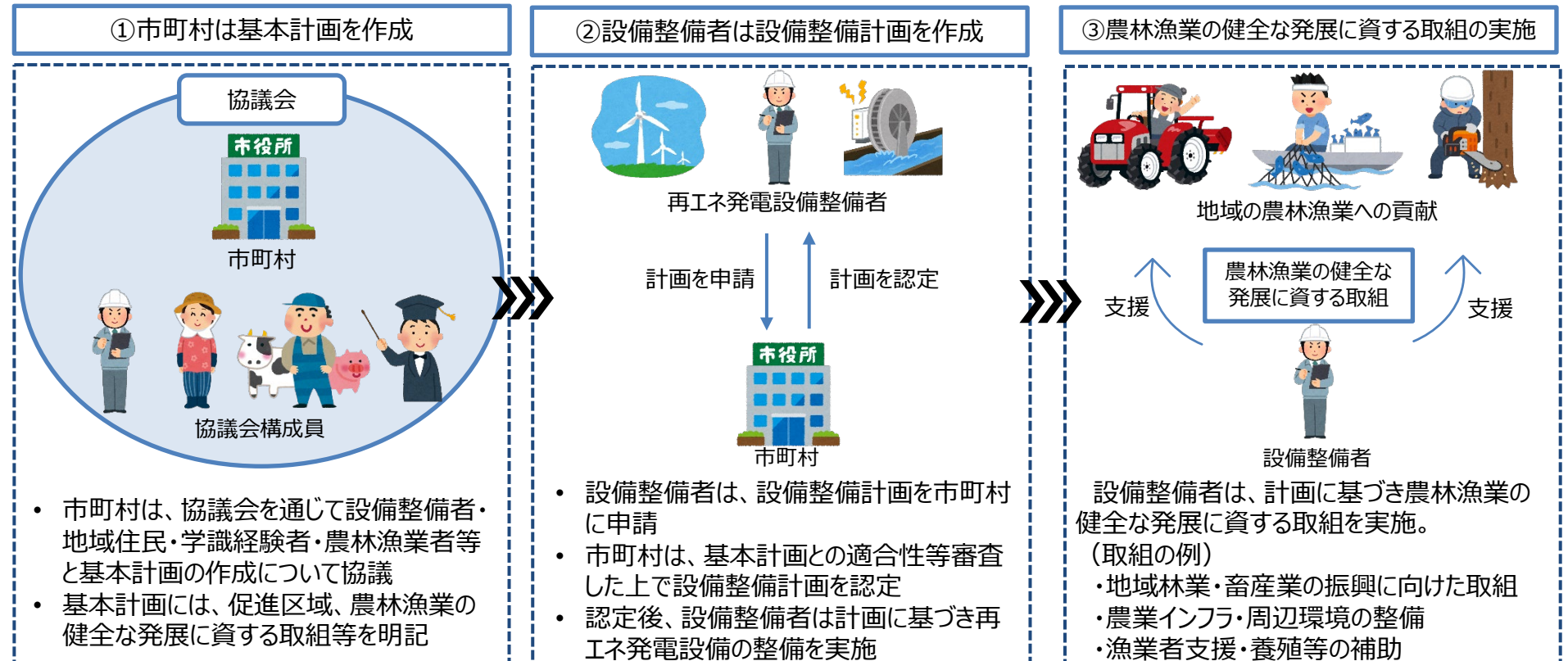
- 発電事業で得た売電収益から概ね1%程度を基金として積み立て、地域の農林水産業へ寄与する事業に活用。取組については毎年度見直しを行い、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに幅広い農山漁村の地域振興を目指す。
- 令和6年度は、特産品であるホタテの養殖に関する支援（漁業者支援、稚貝放流）や、新規就農者の農業機械購入の補助等に活用。



## Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用メリット

- ① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑥ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）

### ○農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組の概要

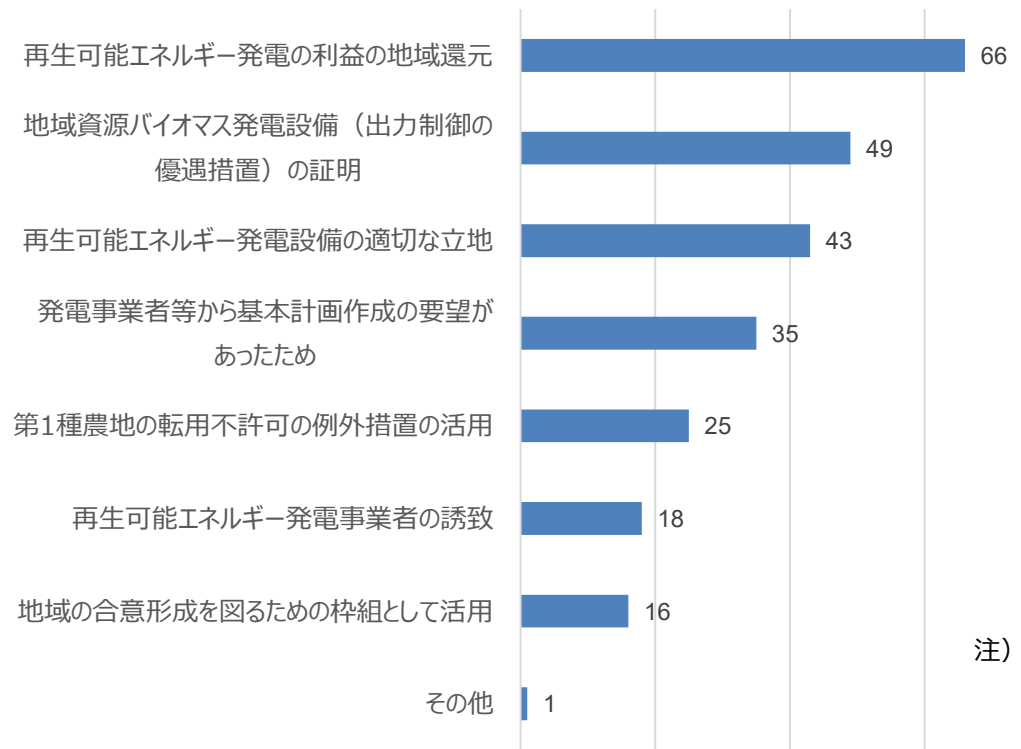




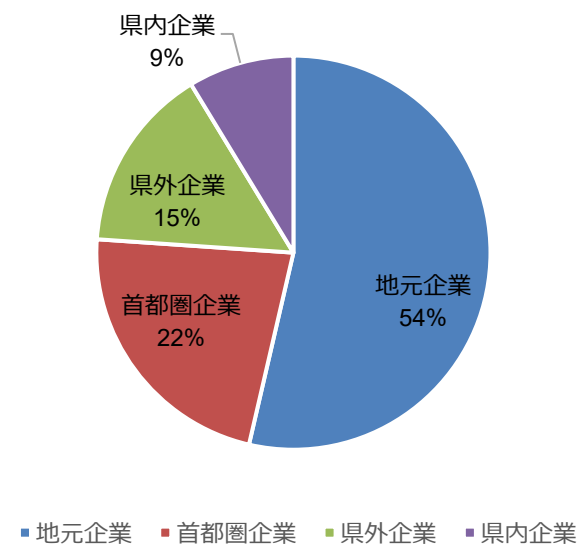
# II-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（活用理由・設置主体）

- 農山漁村再生可能エネルギー法の活用理由として、再生可能エネルギー発電の利益の地域還元や、地域資源バイオマス発電設備の証明などが挙げられる。
- 設置主体の内訳をみると、地元企業が最も多く、過半数を占めるが、県外企業や首都圏企業も一定数を占めている状況。

## ○ 農山漁村再生可能エネルギー法の活用理由



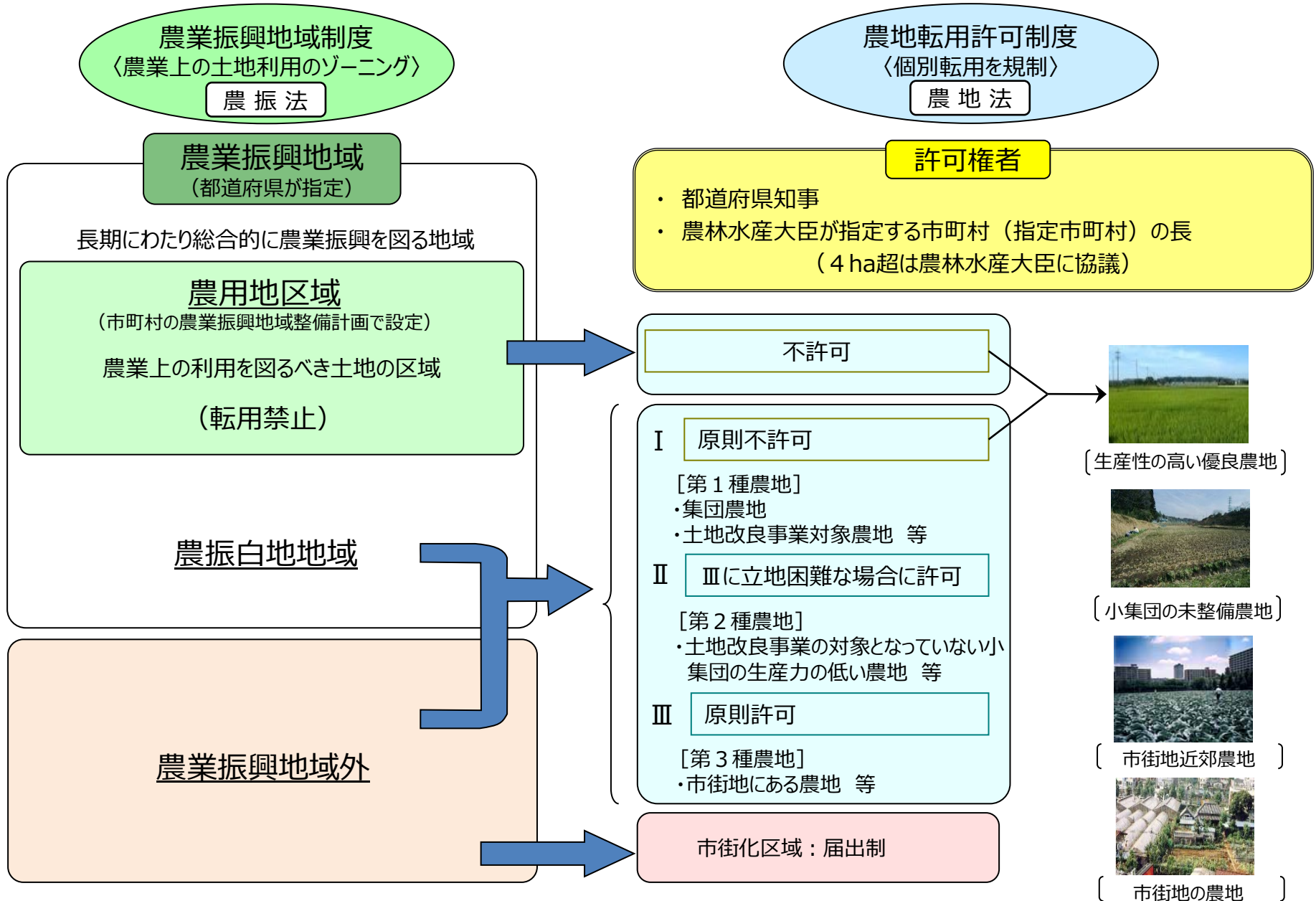
## ○ 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置主体



- 注) 地元企業 : 設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。一部公共団体を含む。
- 県内企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの(地元企業を除く)。
- 県外企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致しないもの(地元企業、県内企業、首都圏企業を除く)。
- 首都圏企業 : 設置主体の本社所在地が首都圏のもの(地元企業、県内企業を除く)。

※複数選択可のため農山漁村再生可能エネルギー法基本計画数と各項目の合計は一致しない。

# (参考) 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



# II-2 SDGs : Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標) (平成27年9月 国連サミット採択)

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



目標7：  
「すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」

### 【2030年までのターゲット】

- 7.1 安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

# II-3 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（抜粋）（令和元年6月11日閣議決定）



## 第2章 各部門の長期的なビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性

### 第1節 排出削減対策・施策

#### 1. エネルギー（2）目指すべきビジョン

- 再生可能エネルギーは、経済的に自立し脱炭素化した主力電源化を目指す。
- 熱の効率的利用をはじめとする省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーシステムの強靱化に資する分散型エネルギーシステムの構築を目指す。

（略）

#### 4. 地域・くらし（2）目指すべきビジョン

- 農山漁村においては、豊富に存在する多様な資源を最大限活用し、地域主導によりバイオマス、営農型太陽光発電を含む再生可能エネルギーや水素を創出し、地域内で活用する。さらに、農山漁村域外に供給することにより、我が国の温室効果ガスの大幅削減に貢献する。
- 再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、緊急時に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献する。また、地域が主体となった導入により地域コミュニティの維持・強化にも資する。
- 荒廃農地のように有効な活用がされていない農地等に、農業生産が可能な形で太陽光発電パネルを設置し適切な営農を継続することで（営農型太陽光発電）、再生可能エネルギーの拡大とともに、事業の経済性を高め、地域の持続可能な社会形成に資する。
- 地域の再生可能エネルギーや未利用資源を活用した水素サプライチェーンの構築は、気候変動対策のみならず、地域のエネルギー自給率の向上や新たな地域産業の創出にも資する。

### （参考）パリ協定の概要

|               |   |
|---------------|---|
| 目的            | 世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求。                                   |
| 目標            | 上記の目的を達成するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って急激に削減。         |
| 各国の目標         | 各国は、貢献（削減目標）を作成・提出・維持する。各国の貢献（削減目標）の目的を達成するための国内対策をとる。各国の貢献（削減目標）は、5年ごとに提出・更新し、従前より前進を示す。 |
| 長期低排出発展戦略     | 全ての国が長期低排出発展戦略を策定・提出するよう努めるべき。（COP決定で、2020年までの提出を招請）                                      |
| グローバル・ストックテイク | 5年ごとに全体進捗を評価するため、協定の実施状況を定期的に検討する。世界全体としての実施状況の検討結果は、各国が行動及び支援を更新する際の情報となる。               |

## II-4 食料・農業・農村基本計画（抜粋）（令和7年4月11日閣議決定）



### 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

##### (2) 環境負荷低減に向けた個別分野の取組

##### ③ 農林漁業循環経済地域の創出

バイオマスは、電気・熱、燃料への変換によるエネルギー利用や、プラスチック等の素材としてのマテリアル利用が可能であり、再生可能エネルギーとともに、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地方創生や農山漁村の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものである。

このため、先導地域を核として、地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。

(略)

##### イ 再生可能エネルギーの利用推進

農山漁村における再生可能エネルギーは、相談窓口の設置や営農型太陽光発電のモデル的取組の支援等により、2023年度の経済規模は774億円となり、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」（平成26年5月制定、令和3年7月一部改正）における2023年度目標である600億円を達成した。一方、太陽光発電のFIT調達価格は、10円/kWh程度まで下落しているほか、出力制御エリアは全国に拡大しており、今後はこれまでのような売電収入は見込めないため、FIT/FIPのみに依存しない、再生可能エネルギーの農山漁村への導入推進や先進技術の導入が課題となっている。

このため、太陽光やバイオガス等の再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消の取組のモデルの構築や普及、エネルギーを地域全体で管理し効率的に活用する農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS）の導入を推進するとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）などの導入効果の検証等を行う。また、営農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。

くわえて、農業水利施設を活用した小水力等発電について、優良事例の横展開、関連施策の周知等により導入を促進する。



#### 3 本戦略の目指す姿と取組方向

(1) 本戦略の策定とこれに基づく取組

(略)

- ② 本戦略に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、労力軽減・生産性向上、地域資源の最大活用、脱炭素化（温暖化防止）、化学農薬・化学肥料の提言、生産多様性の保全・再生の点から目指す姿として、
- ・ 2040年までに、革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
  - ・ 2050年までに、革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」（後述）を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
- という2段階の目標を掲げるとともに、従来の施策の延長ではない形で、サプライチェーンの各段階における環境負荷の低減と労働安全性・労働生産性の大幅な向上をイノベーションにより実現していくための道筋を示す。

(略)

(2) 政策手法のグリーン化

- ① 農林水産省の補助事業については、技術開発の状況を踏まえつつ、2040年までにカーボンニュートラルに対応することを目指す。また、園芸施設については2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。

(略)

(5) 本戦略が目指す姿とKPI（重要業績評価指標）

- ⑦ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。

#### 4 具体的な取組

(1) 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

① 持続可能な資材やエネルギーの調達

- ・ 営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電等による地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築
- ・ 農山漁村の活性化に資する再エネ事業者等の取組を可視化するためのロゴマークの導入
- ・ 小水力発電、地産地消型バイオガス発電施設等の導入
- ・ バイオ液肥（バイオガス発電の副産物である消化液）の活用による地域資源循環の取組の推進
- ・ 地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた必要な規制の見直し

# II-6 エネルギー基本計画（抜粋）（令和7（2025）年2月18日閣議決定）



## V. 2040年に向けた政策の方向性

### 3. 脱炭素電源の拡大と系統整備

#### (2) 再生可能エネルギー

##### ① 総論

##### (ア) 基本的な考え方

今後とも、エネルギー政策の原則である **S + 3 E** を大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。

##### (ウ) 国民負担の抑制等

具体的には、F I T・F I P 制度における入札制の活用等を推進するとともに、**F I T・F I P 制度を前提としないビジネスモデルによる再生可能エネルギー発電事業を推進**する。また、F I T・F I P 認定後の迅速な事業実施を促すため、F I T・F I P 認定の失効制度等を着実に運用していく。

##### (エ) 電力市場への統合

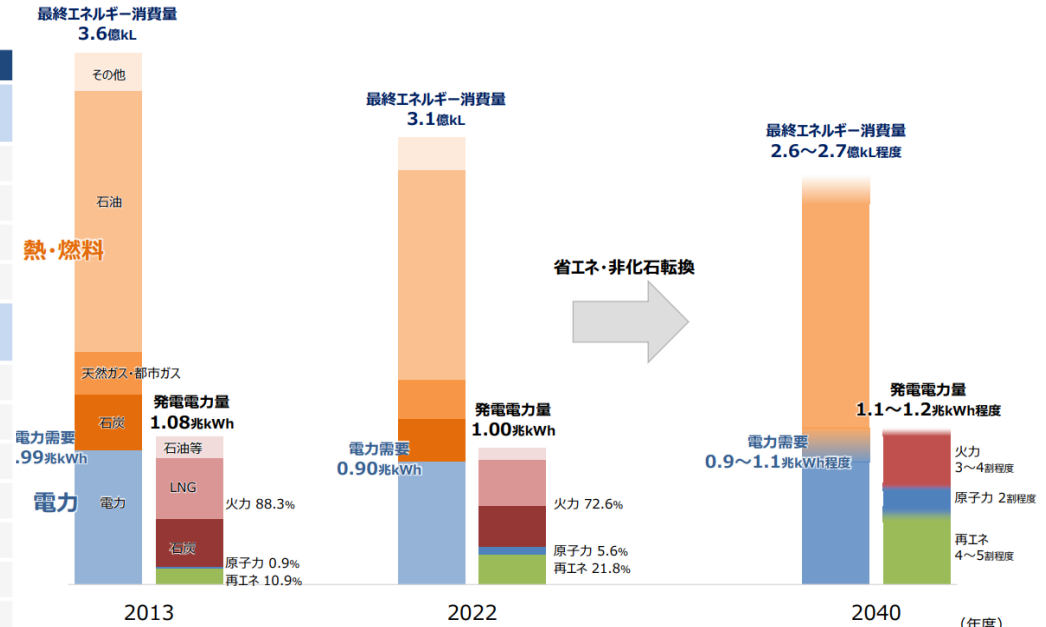
##### (C) 再生可能エネルギーの地域活用

地域に賦存する再生可能エネルギーの地産地消は、災害時のエネルギーの安定供給の確保や地域活性化の観点から重要である。また、再生可能エネルギーの出力変動について、需給に近接した脱炭素化された調整力等による調整がなされることで、統合コストの抑制が見込まれる。

このため、**発電に近接した工場や家庭等で再生可能エネルギー電気を消費するモデル**や、需要地内では消費し切れない再生可能エネルギー電気を地域内で消費するモデルなどを**推進**するとともに、F I T 制度に基づく「地域活用要件」を通じて自家消費や地域一体的な電源の活用を促す。

## ○ 電力需要・電源構成

|              | 2013年度（実績）      | 2022年度（実績）      | 2040年度（見通し）          |
|--------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| <b>電力需要</b>  | <b>0.99兆kWh</b> | <b>0.90兆kWh</b> | <b>0.9～1.1兆kWh程度</b> |
| 産業           | 0.36兆kWh        | 0.32兆kWh        | 0.38～0.41兆kWh程度      |
| 業務           | 0.32兆kWh        | 0.31兆kWh        | 0.29～0.30兆kWh程度      |
| 家庭           | 0.29兆kWh        | 0.26兆kWh        | 0.23～0.26兆kWh程度      |
| 運輸           | 0.02兆kWh        | 0.02兆kWh        | 0.04～0.10兆kWh程度      |
| <b>発電電力量</b> | <b>1.08兆kWh</b> | <b>1.00兆kWh</b> | <b>1.1～1.2兆kWh程度</b> |
| 再エネ          | 10.9%           | 21.8%           | 4～5割程度               |
| 太陽光          | 1.2%            | 9.2%            | 23～29%程度             |
| 風力           | 0.5%            | 0.9%            | 4～8%程度               |
| 水力           | 7.3%            | 7.7%            | 8～10%程度              |
| 地熱           | 0.2%            | 0.3%            | 1～2%程度               |
| バイオマス        | 1.6%            | 3.7%            | 5～6%程度               |
| 原子力          | 0.9%            | 5.6%            | 2割程度                 |
| 火力           | 88.3%           | 72.6%           | 3～4割程度               |



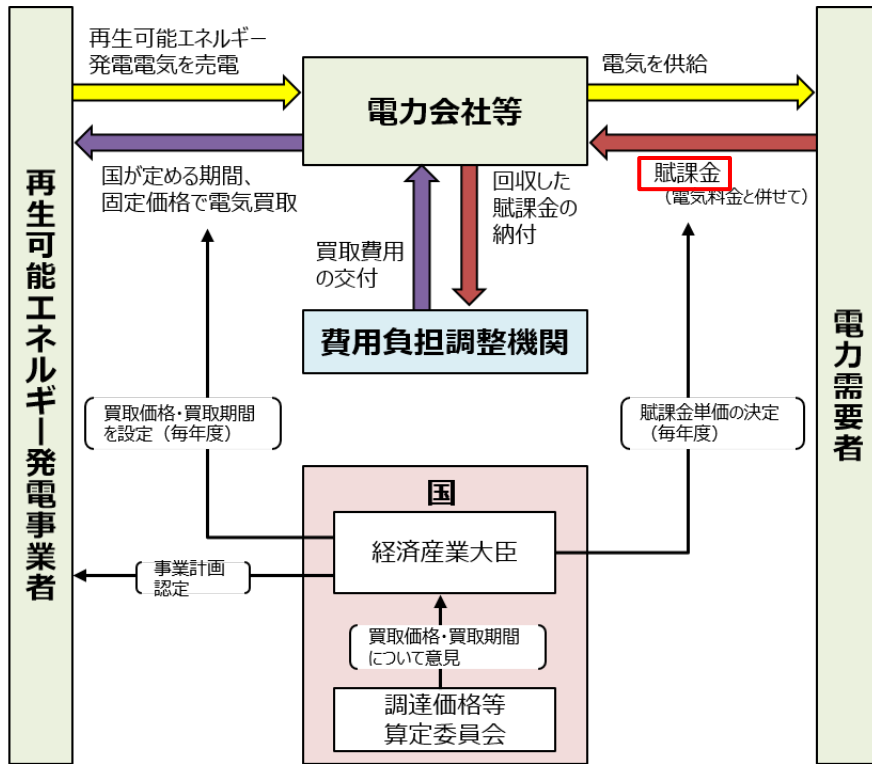
(出典) 資源エネルギー庁「2040年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」から抜粋

# II-7 固定価格買取制度 (FIT)



○ 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買いとることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部については電気を利用している消費者から「再エネ賦課金」という形で 広く集め、再生可能エネルギーの導入を支えています。

## ○ FITの基本的な仕組み



※1 太陽光（地上設置（10kW以上））区分は、2026年度の落札案件を除き、2027年度以降、FIT/FIP制度の新規認定対象とならない。ただし、2026年度以前に既に認定を受けた案件及び2026年度の落札案件のFIP制度への移行は認める。

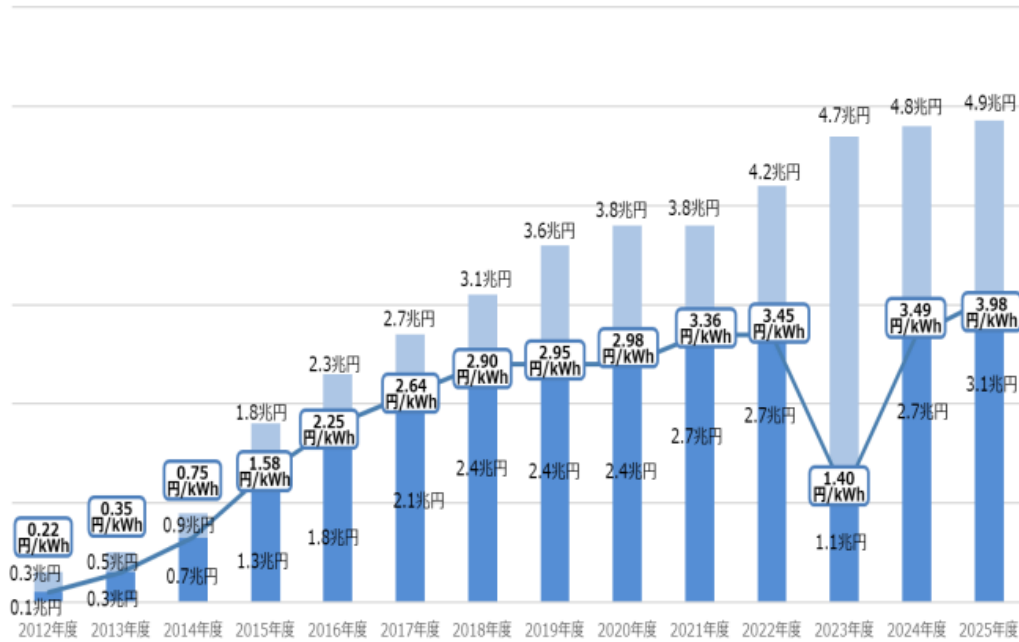
※2 バイオマス（一般木質等（10,000kW以上）・液体燃料）区分は、2026年度以降、FIT/FIP制度の新規認定対象とならない。また、2025年度以前に既に認定を受けた案件が、2026年度以降に調達価格/基準価格が変更される事業計画の変更（区分ごとのバイオマス比率の変更については、これらの区分のバイオマス比率の変更に限る。）を行う場合は、FIT/FIP制度の支援対象外となる。ただし、2025年度以前に既に認定を受けた案件のFIP制度への移行は認める。

| 電源    | 調達区分                   | 1kWhあたり調達価格/基準価格 |                         |         |           | 調達期間 |
|-------|------------------------|------------------|-------------------------|---------|-----------|------|
|       |                        | 2025年度           |                         | 2026年度  | 2027年度    |      |
|       |                        | (4月～9月)          | (10月～3月)                |         |           |      |
| 太陽光   | 250kW以上（入札制度適用区分）      | 入札               |                         |         | ※1        | 20年間 |
|       | 50kW以上250kW未満（入札対象外）   | 8.9円             | 9.6円                    | ※1      |           |      |
|       | 10kW以上50kW未満           | 10円              | 9.9円                    | ※1      |           |      |
|       | 50kW以上（屋根設置）           | 11.5円            | 19円（～5年）<br>8.3円（6～20年） |         | 10年間      |      |
|       | 10kW以上50kW未満（屋根設置）     | 11.5円            | 19円（～5年）<br>8.3円（6～20年） |         |           |      |
|       | 10kW未満                 | 15円              | 24円（～4年）<br>8.3円（5～10年） |         |           |      |
| バイオマス | メタン発酵ガス                | 35円              |                         |         | —         | 20年間 |
|       | 下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス | 2kW以上            | 32円                     |         | —         |      |
|       |                        | 2kW未満            | 40円                     |         | —         |      |
|       | 一般木質・農産物の収穫に伴い生じる固体燃料  | 製材端材、輸入材PKS等     | 1kW以上                   | 入札      | ※2        |      |
| 風力    | 陸上風力                   | 50kW以上           | 入札（13円）                 | 入札（14円） | 入札（13.7円） | 20年間 |
|       |                        | 50kW未満           | 13円                     | 14円     | 13.7円     |      |
|       | 洋上風力（着床式）              | 入札               |                         |         | 入札        |      |
|       | 洋上風力（浮体式）              | 36円              |                         |         |           |      |
| 水力    | 5,000kW以上30,000kW未満    | 16円              |                         |         | —         | 20年間 |
|       | 1,000kW以上5,000kW未満     | 23円              |                         |         | —         |      |
|       | 200kW以上1,000kW未満       | 29円              |                         |         | —         |      |
|       | 200kW未満                | 34円              |                         |         | —         |      |
| 地熱    | 15,000kW以上             | 26円              |                         |         | 出力に応じて変化  | 15年間 |
|       | 15,000kW未満             | 40円              |                         |         |           |      |

# (参考) 日本の動向：FIT・FIP制度に伴う国民負担の状況



- 再エネ賦課金は、再エネ特措法に基づき、再エネ電気の買取費用等から、再エネ電気を売電した場合に得られる収入を減じて計算。2025年度の水準は、**3.98円/kWh**。
- 2012年度～2014年度に認定された相対的に高い価格の事業用太陽光が買取総額全体の大半を占める。
- 国民負担の抑制を図るため、再エネコストを競争力ある水準に低減させ、自立的に導入が進む状態を早期に実現していく。具体的には、FIT/FIP制度における入札制の活用等を推進する。また、FIT/FIP認定後の迅速な事業実施を促すため、FIT/FIP認定の失効制度等を着実に運用していく。



| ＜買取総額の内訳＞ |               |              |       |
|-----------|---------------|--------------|-------|
| 住宅用太陽光    |               | 0.2兆円        | 3%    |
| 事業用太陽光    | 2012年度認定      | 0.9兆円        | 19%   |
|           | 2013年度認定      | 2.5兆円        | 54%   |
|           | 2014年度認定      | 0.4兆円        | 9%    |
|           | 2015～2025年度認定 | 0.5兆円        | 10%   |
|           | (合計)          | (3.0兆円)      | (64%) |
| 風力発電      |               | 0.3兆円        | 6%    |
| 地熱発電      |               | 0.03兆円       | 0.6%  |
| 中小水力発電    |               | 0.2兆円        | 4%    |
| バイオマス発電   |               | 1.0兆円        | 22%   |
| <b>合計</b> |               | <b>4.9兆円</b> |       |

※2012年度から2025年度までの買取総額及び賦課金総額見込みの推移

※四捨五入の関係で合計と内訳は必ずしも一致していない。

# (参考) 市場連動型の導入支援 (FIP制度)

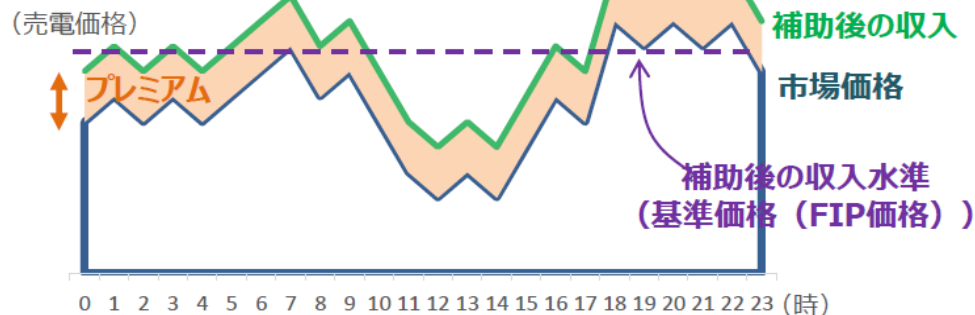
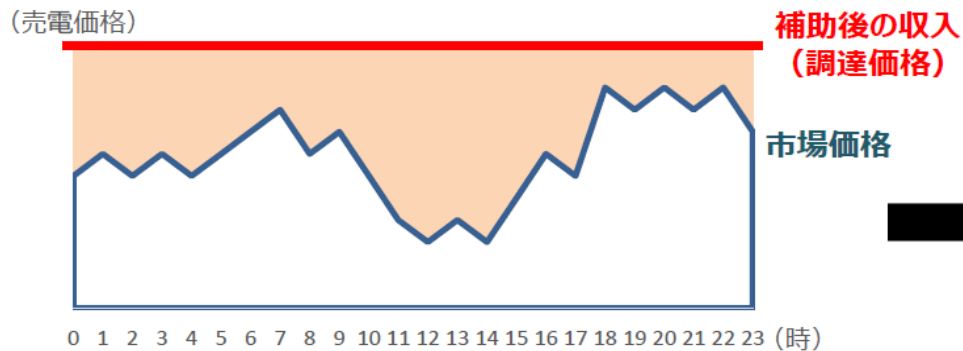
- 大規模太陽光・風力等の競争力ある電源への成長が見込まれるものは、欧州等と同様、電力市場と連動した支援制度へ移行。

## FIT制度

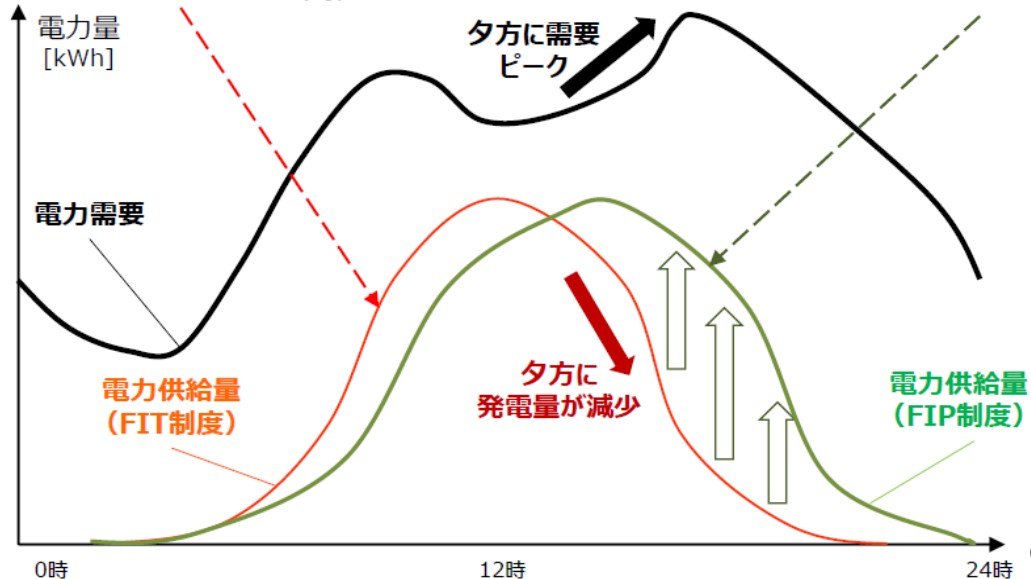
価格が一定で、収入はいつ発電しても同じ  
 → 需要ピーク時 (市場価格が高い) に供給量を増やすインセンティブなし

## FIP制度

補助額 (プレミアム) が一定で、収入は市場価格に連動  
 → 需要ピーク時 (市場価格が高い) に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり  
 ※補助額は、市場価格の水準にあわせて一定の頻度で更新



## 1日の電力需要と太陽光発電の供給量



# II-8 環境基本計画（抜粋）（令和6年5月21日閣議決定）

## 第2部 環境政策の具体的な展開

### 第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

#### 1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

- (1) 自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本に対する投資の拡大  
 (地域共生型の再生可能エネルギーの最大限の導入拡大)

(略)

再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進や、地域の需要に応じた熱分野の脱炭素化、地域共生型の地熱発電や浮体式洋上風力発電・潮流発電等の再生可能エネルギー発電導入促進、適正な営農型太陽光発電促進・農林業系バイオマス等の循環利用、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素サプライチェーン構築、廃棄物発電の導入促進等を実施する。

